

U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

育休体験記

弁護士 上村 遥奈

1. はじめに

この記事をお読みになっている皆様は、弁護士の働き方についてどのような印象をお持ちでしょうか。特に都内の企業法務系事務所で働く弁護士については、激務、深夜休日もお構いなく働いている、といったイメージを抱いていらっしゃる方も少なくないと拝察しています。

筆者は、当事務所に所属する女性弁護士ですが、2023年1月から産前産後休業(以下「産休」といいます。)を取得し、出産後、2023年7月現在は育児休業(以下「育休」といいます。)を取得して育児にいそしんでいます。本稿では、多様化する弁護士の働き方の一端として、産休・育休の取得にまつわる私の経験をお話できればと思います。

2. 妊娠～出産まで

筆者は司法修習第67期、2023年7月時点で9年目の弁護士です。当事務所のアソシエイトの中ではシニアにあたり、日々仕事で忙しく過ごしておりました。それこそ深夜まで仕事することも少なくなかったと思います。

もっとも、妊娠期間は、コロナ禍の最中だったこともあり、基本的には在宅勤務としたうえ、各パートナーやアソシエイトの協力を得て、仕事量を相当程度セーブしながら執務することができました。また、引継ぎなども多く、他のメンバーの負担を増やしてしまった部分があるにもかかわらず、妊娠中から産休に入るまで、事務所の内外で色々な方に温かい言葉をかけていただきました。妊娠・出産は個人差が大きいいため、妊婦全員に敷衍して言えるわけではありませんが、筆者個人としては、自身の妊娠経過が順調であったのは、妊娠期間中に心身に余裕を持てたことが大きかったと思っています。

3. 育休の過ごし方

都内の企業法務系事務所で働く弁護士の例に違わず、筆者も出産前は基本的に朝が遅く、夜も遅い生活をしていましたが、出産してからはそのリズムが一変しました。

新生児期、特に生後1ヶ月半頃までは夜通し寝られないことも多く、子供が寝ているときにできる限りこちらも寝る、というような日が続きました。この頃は実家や夫のサポートなしには乗り越えられなかったのではないかと思います(なお、余談ですが、夫には2022年10月にスタートした「産後パパ育休」を取得してもらい、その後も長期間の育休を取得してもらっています)。その後、徐々に生活リズムが整いだしてからは、出産前では考えられないような朝型に切り替わりました。あれほど夜型だったのに、子供のためなら朝早く起きられるものだなあ、と我ながら感心しています。

子供の世話はもちろん大変な部分があります。しかし、育休を取得しなければ、初めて声を出して笑った瞬間も、初めての寝返りの瞬間も見ることができなかつたかもしれませんし、これから初めて立った瞬間や、初めて喋った瞬間にも立ち会えないかもしれません。子供の成長はあっという間で、昨日できなかったことが今日できるようになっていたりします。どうせいつかは親離れするのだから、貴重な赤ちゃん期のわずかな時間を一緒に過ごせる育休という制度は、本当にありがたいなとしみじみ感じています。

ちなみに、当事務所は弁護士法人ですので、勤務弁護士が育休を取得した場合、雇用保険から育休給付金が支給されます(通常、弁護士は個人事業主となることが多いですが、その場合、雇用保険に加入しないため、育休給付金はありません)。長期間の育休を取得するにあたっては、これも重要なポイントでしょう。

4. さいごに

本稿では、個人事業主が多い弁護士業界ではあまりなじみのない「産休・育休」という制度について、筆者の経験を綴らせていただきました。

育休を取得することで、確かにその間のキャリアは中断されることになります。もっとも、個人的には、それを踏まえても我が子の成長を見守られることの喜びのほうが大きく、取得してよかったと心から思います。また、我が家は夫婦ともに育休を取得していることで、一方への負担の偏りが緩和され、お互いに育児を楽しむ余裕ができていますし、今後子供を育てていくにあたってもしよい土台ができたのではないかと考えています。社会的にも男性の育休取得を推進する流れとなっていますが、筆者としても、女性のみならず男性にもぜひ積極的に育休を取得してほしいと思う次第です。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(<https://uryuitoga.com/form>)

以上